

和福障第3265号
令和7年3月18日
(2025年)

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出等について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、令和7年4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に係る届出等について、下記の内容をご確認いただき、対象となる事業所においては、所定の期日まで必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

1. 提出期限 **令和7年4月15日(火)【郵送の場合は当日消印有効】**
2. 提出方法 郵送または持参

3. 各種届出について

【I】従業者の員数等の変更に係る届出について(令和7年4月1日時点)

(1) 対象事業所

訪問系以外のサービス事業所

(2) 提出書類

令和7年4月1日時点の従業者の職種、員数及び職務の内容について、令和6年4月1日時点または直近の届出時点と比較して変更がある場合は、下記の書類を提出してください。

- ①変更届出書(様式第3号)
- ②付表(サービス種別に対応したもの)
- ③勤務形態一覧表(別紙2)及び組織体制図(別紙2-1)
- ④資格者証の写し(必要に応じて氏名の変更が分かる書類を添付)
- ⑤雇用契約書の写し
- ⑥運営規程

※④⑤については、令和6年度中に新しく雇用した方や、氏名等に変更があった方がいる場合に提出してください。

※運営規程における従業者の員数について、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「常勤換算〇人以上(うち1人以上は常勤)」と記載することを可とします。なお、重要事項説明書における員数の表記についても同様の取り扱いを可とします。

※人員配置体制加算を算定している共同生活援助事業者につきましては、人員配置体制加算(共同生活援助)(別紙5)もご活用ください。

【Ⅱ】令和6年度平均利用者算定表及び平均障害支援区分算定表

下記のとおり、対象となる事業所はご提出ください。

i) 平均利用者算定表【別紙32】

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練（機能・生活）、施設入所支援、自立生活援助、短期入所

ii) 生活介護平均利用者・平均障害支援区分等算定表【別紙82】

生活介護

iii) 共同生活援助用 平均利用者・平均障害支援区分等算出表【別紙81】

共同生活援助

4. 様式について

各種様式につきましては、下記のとおり和歌山市ホームページ内に掲載しておりますので、各自で確認してください。和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」よりページ番号で検索できます。

各種様式：障害福祉サービス事業等の指定、変更・休廃止等（ページ番号1000838）

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市福祉局社会福祉部
障害者支援課 指定審査グループ
事業所指定担当
TEL：073-435-1060
FAX：073-431-2840